



事業者の皆様へ

春日井市

電子契約サービス導入に係る説明とお願い

1. 利用対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 契約保証の手続きについてのお願い
5. よくある質問
6. ご不明点のお問合わせ方法

1.利用対象とする契約

春日井市、春日井市民病院事業並びに春日井市水道事業及び公共下水道事業が発注する「工事」、「コンサル系業務委託」及び「物品購入」に係る契約について、電子契約での運用を開始します。

【対象となる契約】

項 目	基 準
工 事	設計金額が 200万円 を超えるもの
コンサル系業務委託※	設計金額が 100万円 を超えるもの
物品購入	設計金額が 150万円 を超えるもの

※ コンサル系業務委託：公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計に該当する業務委託

令和8年10月1日以降に、「公告」又は「指名通知」を行う契約
が対象となります。

電子契約は、クラウド上で電子文書（PDFファイル）に「電子署名とタイムスタンプ」を付与することで契約を締結します。なお、この仕組みにより、改ざん防止及び法的に有効な契約の成立が担保されます。

【対象となる書類（電子文書（PDFファイル））】

契約書（鑑）、約款、仕様書、特記仕様書、設計書、図面、建設リサイクル法に係る書類、建築士法に係る書類 等

※ 契約先事業者様のご意向により、
「電子契約」又は「従来どおり書面（紙）での契約」を選択可能です。



2.電子契約の利用にあたって

【電子契約の利用を希望される場合】 ※ 契約の都度、要提出

「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」を契約担当課に提出します。

第1号様式（第7条関係）

電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

次の契約案件について、（春日井市・春日井市民病院事業・春日井市水道事業及び公共下水道事業）と電子契約サービスを利用した契約締結に関し承諾するとともに、本契約の締結に利用する電子メール送信先を申し出ます。

1 契約案件

案件名称	新規契約・変更契約
------	-----------

※ 電子契約による契約は、書面による契約と契約条件・効力に相違はありません。

【留意事項】 建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて、次の電磁的措置を講ずることについて相互に承諾するものとします。

ア 電磁的措置の種類	コンピュータ・ネットワーク利用の措置
イ 電磁的措置の内容	電子契約サービスを通じて、契約当事者がPDFファイル形式の書類に電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール又はサーバーからダウンロードにより記録する方法

2 電子メール送信先

【契約承認者】※必須

契約承認者	部署・役職等	氏名
メールアドレス①		

※ 電子契約サービスの利用により、「電子契約を最終的に確認し承認する者」を記載すること。

【契約事務担当者】※任意（契約承認者が契約事務担当者を兼ねる場合は空白でも可）

契約事務担当者	部署・役職等	氏名
メールアドレス②		

※ 「メールアドレス②」は、必ず「メールアドレス①」と異なるものを記入すること。

※ 確認依頼メールは、電子契約サービスから契約事務担当者、契約承認者の順に送信する。

3 注意事項

- 本書は、電子メールにて、Word形式を維持した状態でデータ添付の上、提出してください。
- 本書は、契約の都度、提出が必要となります。
- 共同企業体の場合は、構成員全員が本書を提出してください。
- 本書は、契約相手方決定の翌日（土・日・祝日除く）16時までに各契約案件の契約担当課アドレス宛てに提出してください。期限内に提出がない場合は「紙の契約書」にて契約を行います。

「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」の運用方法は、次のとおりです。

・書類入手方法：

公告又は指名通知時に設計図書とあわせて添付（市HPにも掲載）

・提出方法：メール

・提出タイミング：

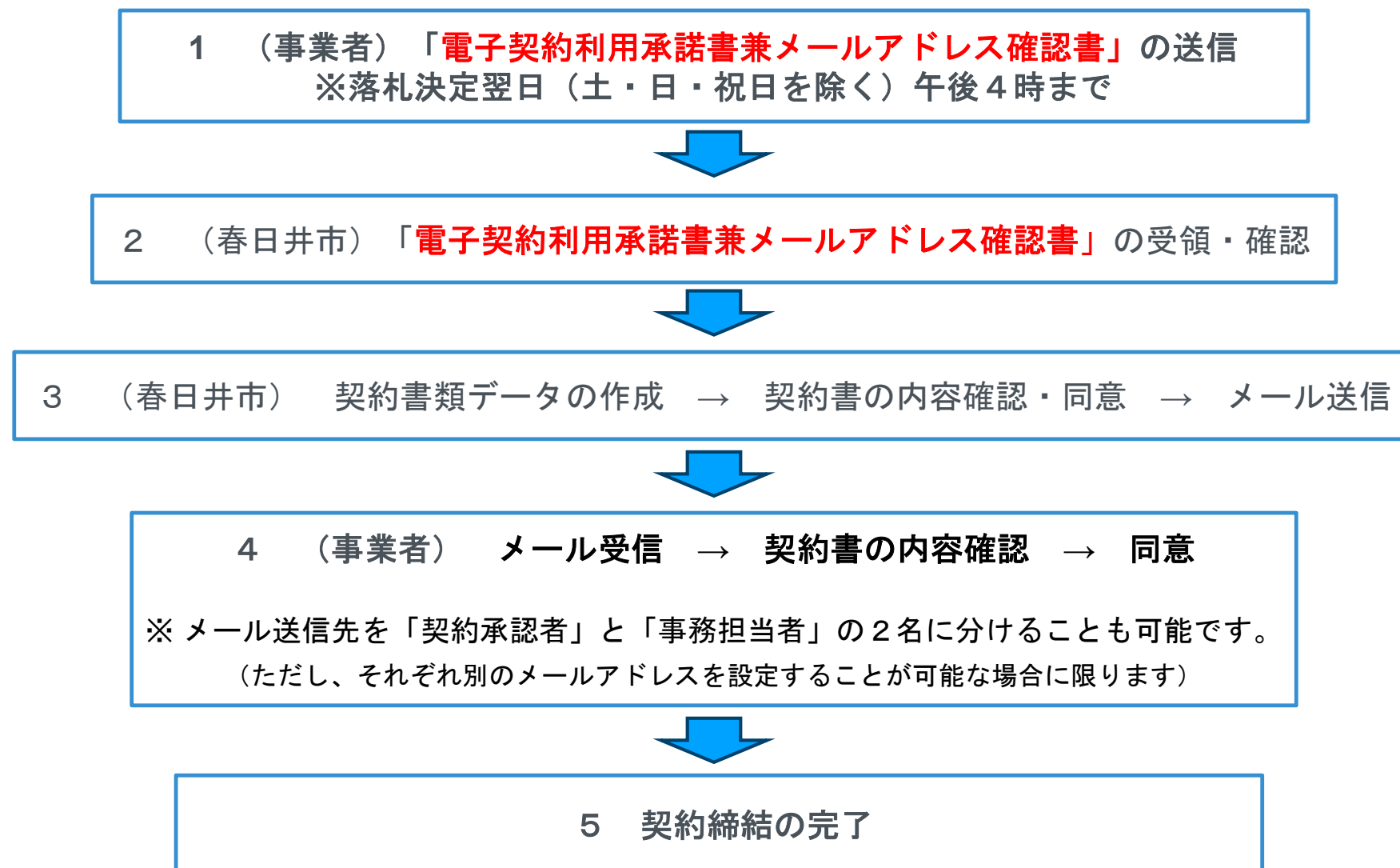
落札決定の翌日（土・日・祝日を除く）午後4時までに各契約案件の契約担当課アドレス宛てに提出

※ 期限内に提出がない場合は、従来どおり書面（紙）による契約書にて契約を行います。

3. 契約締結の流れ

春日井市の電子契約時の締結業務は、以下の流れとなります。

電子契約業務フロー



5 契約締結の完了

【重要】 電子契約書の保管について

- ・ 契約が締結されると、電子契約サービス（クラウドサイン）から「契約締結完了のメール」が届きます。
- ・ そのメールには、電子契約書のファイル（PDF形式）が添付されています。
- ・ 電子契約書のファイル（PDF形式）は、電子署名とタイムスタンプが付与された「正式な契約書」となります。紛失しないように大切に保管してください。
- ・ なお、電子契約書のファイル（PDF形式）は、印刷し、書面で内容の確認等を行うことができますが、「契約書の写し」の扱いとなります。

4. 契約保証の手続きについてのお願い

契約保証が必要な場合※は、電子契約の手続きとは別に、
落札決定後、「契約保証届出書」を提出してください

- ・ 契約保証届出書については、**落札決定翌々日（土・日・祝日を除く）に提出**してください。
なお、契約保証届出書の様式は、市ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。
- ・ 契約保証の方法が「契約保証金による納付」以外の場合は、電子メールにより提出してください。

※「請負代金額500万円以上の工事請負契約を締結する場合」又は「春日井市契約規則第34条に該当しない場合」は、契約金額の10分の1以上の契約保証が必要です。

5.よくある質問

質問	回答
電子契約サービスを利用するための費用は、かかりますか。	事業者様の費用負担は、ありません。
紙面による契約も、可能ですか。	従来どおり紙面による契約も、選択可能です。
契約金額等にかかわらず、電子契約にすると収入印紙が不要となりますか。	電子契約の場合は、不要です。
「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」は、契約案件ごとに提出する必要がありますか。	電子契約を希望する場合は、契約案件ごとに、毎回、提出をお願いします。
「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」に記載するメールアドレスは、案件ごとに変更可能ですか。	契約案件ごとに設定は、可能です。

質問	回答
「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」に記載するメールアドレスは、契約事務の担当者のメールアドレスを登録すれば良いですか。	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。そのため、電子署名は、押印と同様の位置付けとなりますので、「事業者様内 の押印承認権限を有する方(承認者)」のメールアドレスをご登録をお願いします。 なお、本書類では、承認者に加え、契約事務担当者のメールアドレスをご登録いただくことは可能ですが、その場合は、同一のメールアドレスを登録することはできません。
契約の承認者は、入札参加資格で登録した代表者で届出するべきですか。	必ずしも一致させる必要は、ありません。 社内規程等に則り、当該契約締結に係る承認権限(決裁権)を有している方をご記載ください。
契約書以外の書類(約款、図面、建設リサイクル法又は建築士法に係る書類など)について、電子契約での取扱いはどうなりますか。	契約書と一体となる書類については、契約書一式として電子契約サービスにアップロードするため、事業者様側から 書類を追加することはできません。 なお、各法令などに基づく書類につきましては、これまでと同様に契約前に各案件の 発注担当課 へご提出ください。
契約書の内容に誤りがあった場合、修正は可能ですか。	電子署名が付与された締結済の契約書は、改変することができません。なお、対応については、各案件の契約担当課にお問い合わせください。

質問	回答
契約締結後、電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されますか。	「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」で登録されたアドレス全員宛にメール送付されます。 また、締結済の契約書のデータは、クラウドサインのサービス上にも保管されます。 なお、クラウドサインのサービス上に保管されている契約書はフリープラン(無料)に登録いただくことで閲覧等が可能となります。 詳しくは、クラウドサインのWebページをご参照ください。
変更契約も、対象となりますか。	変更契約についても、電子契約の対象となります。 なお、「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」を改めて提出していただくこととなりますので、変更契約の協議の際に、発注担当者よりお知らせします。
業務委託も、電子契約の対象となりますか。	公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計に該当する「コンサル系業務委託」のみ対象となります。
請書も、電子契約の対象となりますか。	請書は、電子契約の対象となりません。

6. ご不明点のお問い合わせ方法

【電子契約に関する問い合わせ先】

電子契約の導入に当たってのお問い合わせにつきましては、
春日井市総務部契約管理課までメールでお問い合わせください。

なお、お問い合わせの前には、必ず前段5の資料「よくある質問」をご一読ください。

春日井市総務部契約管理課 ✉ keiyaku@city.kasugai.lg.jp

※原則、いただきましたご質問に対する回答は、市ホームページへ掲載し個別の回答は行いません
ので、ご了承ください。

【市ホームページURL】

<https://www.city.kasugai.lg.jp/business/nyusatsu/1009810/1039748.html>



6.ご不明点のお問い合わせ方法

【電子契約導入開始後、各案件ごとの電子契約手続きに関する問い合わせ先】

① 一般会計 総務部契約管理課

TEL 0568-85-6267 ✉ keiyaku@city.kasugai.lg.jp

② 企業会計(市民病院事業) 市民病院事務局管理課 ※物品購入のみ

TEL 0568-57-0046 ✉ byoknr@city.kasugai.lg.jp

③ 企業会計(水道事業・公共下水道事業) 上下水道部上下水道経営課

TEL 0568-85-6406 ✉ suikei@city.kasugai.lg.jp

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。



本日は、お忙しい中、本説明会にご参加いただき
ありがとうございました。

電子契約サービスについて
積極的なご利用をお願いします。